

(10) その他、校長が必要と認めた場合。ただし停学者および出校停止者の停学期間は公欠扱いとしない

2. 教育的配慮により校長判断で出校を命ずることができる。

(遅刻・早退)

第4条 次の各号以外で、授業開始後30分以内の遅れは遅刻とする。定められた時刻に遅れた場合を遅刻とし、授業終了時刻以前(授業終了前30分)に下校した場合を早退という。ただし、1時間(45分)で終了する授業の場合は、授業開始後15分以内の遅れ、授業終了前15分の下校をそれぞれ遅刻早退とする。

(1) 公共交通機関の事故等のため延着し、その延着証明書を提示できる場合

(2) 自宅付近および通学経路が、洪水、豪雪、道路の破壊等のために遮断され、登校が遅れた場合。ただし、本人または保護者からその旨の連絡があり、学級担任および教務がそれを認めた場合に限る

(3) その他、校長が必要と認めた場合

(欠課・遅刻早退時間数)

第5条 授業時間(1時間を45分とし2時間(90分)をもって1時限とする)において、第4条の各号に該当せず、30分を超えたのちに授業参加、もしくは授業時間終了30分前における早退、または授業に参加できなかった場合には、これをその授業の欠課(2時間分)とする。また、科目によって1時間(45分)で終了する授業もあり、この場合は15分を超えたのちに授業参加、もしくは授業時間終了15分前における早退、または授業に参加できなかった場合には、これをその授業の欠課(1時間分)とする。

2. 前項の場合、出席簿への記載は、遅刻早退の場合1時間分(1コマ)に「×」を、欠課の場合2時間分(2コマ)に「/ /」と記載。1時間(45分)で終了する授業では、遅刻早退の場合1時間分(1コマ)に「×」を、欠課の場合1時間分(1コマ)に「/」と記載。

3. 欠課の計算は教科科目ごとに算出し、遅刻および早退6回、欠課3回(6時間分6コマ)をもってそれぞれ欠席1日に換算とする。

(欠席・欠課等届け出の義務)

第6条 やむを得ない理由で欠席・欠課等する場合、本人または保護者、あるいはそれに相当する者(以下、保護者という)が電話等を利用し、連絡を行わなければならない。

(休校・休講)

第7条 休校・休講は以下の各項および各号のとおり規定する。

2. 特別警報発表

(1) 特別警報が発表されている場合、次の各号のとおりとする

① 始業時刻2時間前に、愛知県に特別警報が発表されている場合は休校とする

② 始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに、居住する地域において、特別警報が発表されている場合は登校しないこととする

③ 始業後に愛知県に特別警報が発表された場合、校長の指示に基づき、以後の授業を休講とし、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況を確認したうえ、学生の生命および安全を確保するため、学校に留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等を迅速に行う

④ 学生を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況を確認したうえ、学生を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない

⑤ 特別警報解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況を確認したうえ、学生を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない

3. 警報発表

(1) 警報が発表されている場合、次の各号のとおりとする

- ①始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに、愛知県下に暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発表されている場合は休校とする。ただし、その都度校長の判断によるものとする
- ②愛知県外に現住所がある学生は、愛知県内に暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発表されていない場合においても居住する地域において暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発表された場合は、愛知県内に発表された場合に準ずる。その際は必ず学校に連絡をすること
- ③校外実習先等の所在地において、暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発表された場合は、愛知県内に発表された場合に準じ、校外実習先等の出席を要しない。その場合、実習先および担任への連絡を必要とする
- ④始業後、愛知県下に暴風(雪)警報、または台風による大雨警報が発表された場合は、校長の指示に基づき、以後の授業を休講とする

(2) 警報が発表されていないもしくは解除されている場合

警報が発表されていないもしくは解除されている場合でも、自宅が被害を受けた場合や登校が危険な状態の場合は登校に及ばない。その旨を連絡することで欠席としない。同様の理由での遅刻・早退も欠席としない。ただし、その場合は学校へその旨を連絡すること

4. 特別警報発表

(1) 特別警報が発表されている場合、次の各号のとおりとする

- ①始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに、愛知県内に暴風(雪)、台風による大雨、大雪、高潮の各特別警報および大津波警報が発表されている場合は休校とする。ただし、その都度校長の判断によるものとする
- ②愛知県外に現住所がある学生は、愛知県内に暴風(雪)、台風による大雨、大雪、高潮の各特別警報および大津波警報が発表されていない場合においても、居住する地域において愛知県内に暴風(雪)、台風による大雨、大雪、高潮の各特別警報および大津波警報が発表された場合は、愛知県内に発表された場合に準ずる。その際は必ず学校に連絡をすること
- ③校外実習先等の所在地において、愛知県内に暴風(雪)、台風による大雨、大雪、高潮の各特別警報および大津波警報が発表された場合は、愛知県内に発表された場合に準じ、校外実習先等の出席を要しない。その場合、校外実習先等および担任への連絡を必要とする
- ④始業後、愛知県内に暴風(雪)、台風による大雨、大雪、高潮の各特別警報および大津波警報が発表された場合は、校長の指示に基づき、以後の授業を休講とする

(2) 特別警報が発表されていないもしくは解除されている場合

特別警報が発表されていないもしくは解除されている場合でも、自宅が被害を受けた場合や登校が危険な状態の場合は登校に及ばない。その旨を連絡することで欠席としない。同様の理由での遅刻・早退も欠席としない。ただし、その場合は学校へその旨を連絡すること

5. 南海トラフ地震に関連する情報等が発表された場合は、状況に応じて休講または休校とすることがある。

6. 公共交通機関の事故等

- (1) 公共交通機関の事故、洪水、豪雪、道路の破壊等のため、各時限目の授業開始時刻に学級の学生数の40%を超える欠席者があった学級においては、その学級の授業を休講とする。ただし、欠席者が学級の学生数の40%以下になった時点以降において始まる講義についてはその限りでない
- (2) 公共交通機関がストライキの場合は、始業時刻2時間前の時点あるいは始業時刻までに解除されない場合、休校とする

7. 感染症等

感染症等により、各時限目の授業開始時刻に学級の学生数の20%を超える欠席者があった学級においては、その学級の授業を休講とする場合がある。

8. その他

- (1) 前項各号の他、校長が必要と認める場合は、休校もしくは休講とすることがある
- (2) 前項各号により休講となった場合、学生においては自宅学習日とし、出席すべき時間数に換算する

[備考]

注) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

1. 南海トラフ地震臨時情報

- (1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- (2) 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

2. 南海トラフ地震関連解説情報

- (1) 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- (2) 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

(付 則)

1. この内規は令和4年4月1日から施行する。
2. この内規は令和5年4月1日から施行する。

【安否情報連絡（安否情報メール）】

地震、洪水、津波などの広域被害に被災した際に電話連絡等不通なときは、安否情報メールを利用して自分の状況を伝えてください。

この安否情報は、授業や試験などの学校機能の再開方針を立てる際に重要な情報になります。

本文にはクラス・氏名・状態・所在等を記入してください。

安否情報メールアドレス：anpi@ncfl.ac.jp

学校保健安全法に定められた感染症

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症に関しては年度内に第二種移動の可能性有）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病など）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※第三種、その他の感染症は医師より登校禁止を指示された場合による